



宮監公表第33号
令和4年5月24日

宮崎市監査委員 阪元
宮崎市監査委員 荒木
宮崎市監査委員 日高
宮崎市監査委員 山口

勇
敏
透
俊樹

定期監査措置状況の公表について

令和3年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

1 監査の対象部課等
観光商工部

2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和3年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和3年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：観光商工部)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(観光戦略課)</p> <p>①令和3年度の白浜オートキャンプ場の電柱（携帯電話無線基地局）に係る行政財産目的外使用料について、「その他の柱類」と「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定すべきところ、「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定し徴収していた。</p> <p>【正】 63円×1本+1,300円×1個=1,363円</p> <p>【誤】 1,300円×1個=1,300円</p> <p>差額 63円</p>	<p>指摘事項等は、内部統制制度におけるリスク対応策を徹底することで防げる事案である。部長から各課長に対して、各課におけるチェックシートの活用や法令等最新情報の共有をあらためて徹底した。</p> <p>なお、現在の措置状況は以下のとおりである。</p> <p>①本件における使用料の積算根拠条例である「宮崎市道路占用料条例」の所管課（用地管理課）に次年度以降の積算誤りが無いよう、算定根拠に変更が生じる場合は全庁的に通知するように監査事務局を通じて依頼した。</p> <p>また、追徴分となる使用料については、相手方に対しあわびと説明を行い、納入していただいた。</p> <p>今後は、その都度最新の情報である根拠条例等で算定に誤りがないか確認を行うとともに、管財課が作成するチェックリストを活用するなどし、複数体制で内容を精査するよう努める。</p>
<p>(スポーツランド推進課)</p> <p>①令和2年度の指定管理業務に係る事業計画書及び業務報告書について、文書規程に定められた收受登録が行われていないため、基本協定書に定められた期限内に提出されたかが確認できないものがあった。また、供覧がされていないため、内容の確認や精査が行われているかが確認できないものがあった。</p>	<p>①文書規程に定められた文書收受等の取り扱いについて、課員への周知徹底を図り、確実な事務処理作業を行うよう指導した。事務処理に際しては、チェックリストを作成するとともに、事務担当者と係員、決裁権</p>

<p>ア 宮崎市青島パークゴルフ場指定管理業務事業計画書及び業務報告書（文書受付印・供覧なし）</p> <p>イ 宮崎市清武体育館＆加納スポーツセンター指定管理業務事業計画書（文書受付印・供覧なし）</p> <p>ウ 宮崎市石崎の杜歓鯨館指定管理業務業務報告書（文書受付印・供覧なし）</p> <p>エ 宮崎市生目の杜運動公園指定管理業務事業計画書（文書受付印・供覧なし）</p>	<p>者による多重チェックを徹底する。</p>
<p>②令和3年度の行政財産目的外使用許可について、次のような不備があった。</p> <p>ア 支線柱について、減免には該当しないにもかかわらず、免除していた（2本）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古城運動広場、内山体育館各1本 <p>【正】 63円×2本=126円 【誤】 0円 差額 126円</p>	<p>②</p>
<p>イ サンスポーツランド高岡における無線基地局に係る使用料について、公有財産規則第24条の2に基づく行政財産目的外使用料減免申請書の提出がないにもかかわらず、減免していた。</p>	<p>ア 宮崎市道路占用料条例の算定基準に基づき再算定し、精算業務（不足分を相手方に請求）を行った。今後は、算定シートを決裁文書に添付のうえ、事務担当者と係員、決裁権者による多重チェックを徹底する。</p> <p>イ 行政財産目的外使用料減免を行う際に、行政財産目的外使用料減免申請書が提出されているかを、チェックシートを用い確認するとともに、事務担当者と係員、決裁権者による多重チェックを徹底する。</p>
<p>（工業政策課）</p> <p>①令和3年度の宮崎テクノリサーチパーク交流研修センターに係る行政財産目的外使用許可について、部長の専決であるにもかかわらず、部長の決裁がなかった（2件）。</p>	<p>①事務処理に際しては、チェックリストを作成し、事務担当者と係員、決裁権者による多重チェックを徹底する。</p>
<p>【意見】</p> <p>（観光商工部）</p> <p>①スポーツランド推進課の定期監査において「令和2年度の指定管理業務に係る事業計画書及び業務報告書について、文書規程に定められた収受登録が行われていないため、基本協定書に定められた期限内に提出されたかが確認できないものがあった。また、供覧がされていないため、内容の確認や精査が行われているかが確認できないものがあった。」という事例が見受けられた。</p> <p>本件に関しては、前回（令和2年度）、前々回（平成</p>	<p>①文書収受事務について、文書受付印と供覧印を徹底するために、チェックシートに文書受付印、供覧印のチェック欄を追加しチェックすることとした。</p> <p>今後は、事務担当者と係員、決裁権者によるチェックを強化し、適正な事務処理を行うよう直ちに改善する。</p>

30年度)の定期監査においても同様の指摘や指導をしてきたが、依然として改善されていない状況である。については、文書収発事務の重要性を改めて認識するとともに、文書主任による文書収発簿の確認体制を強化するなど、適正な事務処理が行われるよう直ちに改善されたい。

令和 4年 5月10日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

